

●香川県告示第165号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和2年5月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	事業所の名称及び所在地	開設者の名称及び主たる事務所の所在地
令和元年9月30日	訪問看護ステーションGステーション 坂出市加茂町678番地1	医療法人社団五色会 坂出市加茂町963番地
令和元年9月30日	訪問看護だん 丸亀市川西町北1222番地3	株式会社英 善通寺市原田町1202番地3
令和元年12月31日	城山訪問看護ステーション 坂出市川津町1493番地	社会福祉法人敬世会 坂出市川津町1986番地8
令和元年12月31日	訪問看護ステーションみのり 坂出市駒止町2丁目4番39号	医療法人然 坂出市駒止町2丁目4番39号